

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	鵜飼建設株式会社	代表者氏名	鵜飼 久義
主たる営業所の所在地	稲沢市一色道上町37番地		
	愛知県知事許可（特-29）第5146号	許可を受けている建設業の種類	土、と、舗、水、解

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成29年11月17日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 停止を命ずる期間 平成29年12月4日から平成29年12月6日までの3日間			
処分の原因となった事実			
鵜飼建設株式会社及び同社の役員は、平成27年1月8日に一宮簡易裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により法人につき罰金70万円、役員につき罰金40万円の略式命令を受け、平成27年1月27日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			